

商工会 特定退職金 共済制度

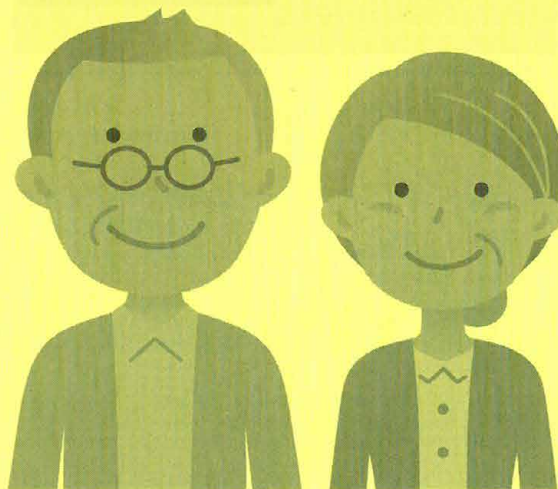
■ご加入のおすすめ■

事業主の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、商工会連合会では、各事業所従業員の福利厚生対策の一環として、「特定退職金共済制度」を実施しています。

本制度は、所轄税務署の承認を受けていますので、“税法上きわめて有利な取扱い”ができ、また、“労働力の確保・事業経営の安定対策”の一つとしてご利用いただけるものと確信します。

事業主の皆様におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、多数ご加入くださいますようお願いいたします。



和歌山県商工会連合会

和歌山市十番丁19番地 (Wajima十番丁4階)

TEL.073-432-4661(代)

【制度の内容】

●掛金

- 掛金額 掛金は、1口月額1,000円で30口(30,000円)まで加入できます。
- 掛金の負担 掛金は、全額事業主負担です。
- 口数の増加 30口を限度として、途中で加入口数を増やすことができます。
- 掛金の運用 掛金については、生命保険会社にその管理と運用を委託します。
- 過去勤務期間の通算 加入する際、既に1年以上勤務している従業員について、基本部分の口数の範囲内(ただし、22口まで)で10年を限度に過去勤務期間を通算することができます。(掛金額は例表参照)

●給付金の種類

給付金の種類は、つぎの通りです。

- 退職一時金 被共済者(加入従業員)が退職したとき。
- 遺族一時金 被共済者(加入従業員)が死亡したとき。
- 年金 加入10年以上かつ55才以上の退職者が希望するとき。

●税法上の取扱い

掛金(過去勤務掛金も含む)は、全額必要経費または損金に算入できます。

●給付金の受取人

給付金の受取人は、被共済者(加入従業員)です。なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族保障の順位により支払われます。

●解約手当金

途中で共済契約を解除した場合でも、解約手当金はその被共済者(加入従業員)に支払われます。

●過去勤務掛金例表(過去勤務通算月額1,000円について)

通算期間(年)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
掛金払込期間(年)	1	2	3	4	5	5	5	5	5	5
掛金払込月額(円)	1,003	1,011	1,018	1,025	1,033	1,244	1,458	1,674	1,891	2,109

(注)基本掛金に上記金額が加算されます。

●退職一時金・年金月額表(1口掛金1,000円)

【給付額試算表の記載数値について】

- 給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動(上下)することがあります。
したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- ① 加入口数が加入者全体で月払27,000口以上の加入を前提としております。
 - ② 加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - ③ 積立金に対し付利する利率である予定利率は、事務幹事会社であるジブラルタ生命保険株式会社の予定利率年1.0%を使用しております。
 - ④ 配当金は加算されておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には、積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合には、その年の配当金がありません。
 - ⑤ 商工会連合会は、制度運営費として1口掛金あたりから50円の手数料を徴収させていただきます。
 - ⑥ 年金は10年間支給され、右表の年金月額は3カ月分とりまとめて年4回支払われます。(ただし、年金月額が10,000円未満の場合は、一時金の取扱とします。)
 - ⑦ 遺族一時金は、右表の退職一時金に1口あたり1万円がプラスされます。

注1) この制度は、商工会連合会が生命保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。この関係で、掛金ならびに積立金から生命保険会社が一定の割合で事務手数料を徴収します。加入期間が短い場合には、この生命保険会社の事務手数料部分および商工会連合会の制度運営手数料部分を運用利息で補うことができないため、一時金額が払込掛金累計を下回る場合があります。

加入年数	払込掛金	退職一時金	年金月額 10年確定
1	12,000	11,290	
2	24,000	22,670	
3	36,000	34,150	
4	48,000	45,720	
5	60,000	57,380	
6	72,000	69,140	
7	84,000	81,000	
8	96,000	92,950	
9	108,000	105,000	
10	120,000	117,150	1,025
11	132,000	129,400	1,132
12	144,000	141,750	1,240
13	156,000	154,200	1,349
14	168,000	166,750	1,459
15	180,000	179,410	1,570
16	192,000	192,170	1,682
17	204,000	205,040	1,794
18	216,000	218,010	1,908
19	228,000	231,080	2,022
20	240,000	244,270	2,138
21	252,000	257,560	2,254
22	264,000	270,960	2,371
23	276,000	284,470	2,489
24	288,000	298,090	2,609
25	300,000	311,830	2,729
26	312,000	325,760	2,850
27	324,000	339,630	2,972
28	336,000	353,710	3,095
29	348,000	367,890	3,219
30	360,000	382,200	3,345



●委託保険会社が経営破綻に陥った場合は、保険金額等が削減される場合があります。

会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等のお取扱が一定期間できなくなったり、ご契約時の保険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の変更が行なわれる場合があります。

【制度の取扱】

●加入できる事業主＝共済契約者

商工会の地区内にある会員たる事業主(事業所)であれば、従業員を加入させることができます。

●加入するときは ～任意包括加入～

この制度への加入は事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させなければなりません。なお、事業主、役員もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。

また、被共済者は15才～74才の方で、75才になりますと自動的に退職扱いとなります。

なお、次のような方は加入できません。

1. 期間を定めて雇われている者
2. 季節的な仕事のために雇われている者
3. 試用期間中の者
4. 非常勤の者
5. パートタイマーのように、労働時間の特に短い者

●加入手続

事業主が、対象となる従業員を被共済者として、加入しようとする月の前月の10日までに商工会に申し込んでください。

●効力発生日

効力の発生は、掛金払込月の1日となります。

●被共済者証の発行

被共済者に対しては、「退職金共済制度被共済者証」を発行します。

●給付金の請求

被共済者が退職または死亡した場合、あるいは年金の支給を受けようとするときは、商工会に備えつけの書類によって請求してください。

なお、添付書類として退職の場合(公的)退職証明書又、死亡の場合は、除籍謄本等が必要です。

※詳細は、商工会までお問い合わせください。

委託生命保険会社 ジブラルタ生命保険株式会社